

いつもお世話になります。

「冬至（とうじ）」は二十四節気の一つであり、12月22日頃、またはこの日から小寒までの期間をいいます。この日は、一年で最も夜である時間が長いということになり、そのため、昔の人々は生命の終わる時期だと考えていたようです。

現在でもその厄を払うために、かぼちゃやお汁粉を食べ体を温めることで栄養をとり、無病息災を願う風習が続いています。今月号もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた
先人の言葉

今日の一字は
明日の二字

日本のことわざ

仕事が楽しくなる心構え

1. 仕事の意味を考えよ

仕事の意味を考え実感することで、感動を得られます。つまらない仕事などありません。仕事をつまらなくする考え方があるだけです。意味のない仕事はありません。意味のない仕事にしてしまう考え方があるだけです。

2. 物事を前向きに受け止めよ

どんな問題が起きても、前向きに受け止められるというのは大事な能力の一つです。前向きに受け止めることによって次の機会や自分の成長に生かすことが出来ます。

3. お客様の予測を上回るレベルを目指せ

どんな仕事でも、お客様の立場になって考え、お客様の予測を上回るレベルを目指しましょう。お客様が感動することで、自分の仕事も感動に変わります。

～元気手帳4より～

今月のいろいろ「掲示板」

【TKCニューメンバーズフォーラム2016in東京に参加させていただきました。】

平成28年11月17、18日とTKCニューメンバーズフォーラム2016in東京に参加させていただきました。「夢・決断・挑戦！つかみとれ未来を！」をテーマに様々な方が事務所の特徴や今後の在り方を厚くお話しされており、大変感銘を受けました。

今回学んだことを実践したいと思います。



知っとこ！「税務のママ知識」

～少額の減価償却について～

減価償却資産を取得した場合には、原則としてこれを資産として貸借対照表に計上し、事業のように供した事業年度から減価償却を行います。その中でも取得価額が少額な資産は、減価償却の計算において簡便な処理を選択することができます。今回はどんな方法があるかおおまかに説明したいと思います。

☆その事業の用に供した事業年度に費用処理ができるもの（どちらか当てはまれば良い）

- ・使用可能期間が1年未満のもの
- ・取得価格が10万円未満のもの

☆一括償却資産（20万円未満のもの）

- ・取得金額の1/3相当額を事業の用に供した事業年度以後の事業年度において費用処理ができる
- ・メリット→→3年で償却ができるので耐用年数が長いものは通常より早く償却でき、償却資産税がかからない
- ・デメリット→→償却前に除却すると、残った資産を除却損として計上できず、均等償却を続けないといけない

☆少額減価償却資産（30万円未満のもの）

- ・青色申告書を提出する中小企業者等の特例であり、一定の限度額（30万円以下の資産の合計額が300万円に達するまで）の費用処理ができる

上の3つを重ねて適用することはできず、どれかを選択することができます。もちろん通常の減価償却資産として計上する方法もありますので、経営状況を考え、適切な方法を選ぶことが大切です。詳細については所員にお尋ねください。

（引用：税務研究会”減価償却の税務”入門の入門）



事務所あれこれ日記

☆商工会青年部・女性部全国組織化50周年記念式典☆
平成28年11月8.9日と商工会全国組織化50周年記念式典に参加させていただきました。50周年という記念すべき式典のため普段聞けないようなお話を沢山聞くことが出来ました。



お知らせ

突然のことで申し訳ありませんが、山田が12月末をもちまして退社させていただくことになりました。短い間でしたが皆様と関わることが出来てとても幸せでした。皆様の今後のご健康とご発展を心よりお祈り申し上げます。山田



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail: info@aoki-kaikei.com